

《 交通安全知識テスト（改正道路交通法編①） 》 解答・解説

番号	解答	解説
1	○	その通りです。平成27年6月17日に公布され、2年以内に施行されることとなっていました。
2	○	その通りです。「準中型免許」が新設されます。免許の区分が、「大型免許」「中型免許」「普通免許」の3区分から、「大型免許」「中型免許」「準中型免許」「普通免許」の4区分となります。
3	×	新設された「準中型免許」の受験資格は満18歳からです。普通免許なしでも取得ができます。
4	○	新設の「準中型自動車」とは、車両総重量3.5トン以上7.5トン未満、最大積載量2.0トン以上4.5トン未満、乗車定員10人以下です。
5	○	免許区分の変更後、運転できる自動車の範囲に注意しましょう。自動車検査証に記載されている車両総重量や最大積載量の確認をしっかりと行い、無免許運転とならないようご注意ください。
6	×	1年間初心者マークを付けなければなりません。
7	○	改正前の免許区分では、「普通免許」で運転できる自動車は車両総重量5トン未満で最大積載量3トン未満でしたが、改正後は車両総重量3.5トン未満で最大積載量2トン未満に変わります。